

平成22年5月13日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 法務室長 原 豊
TEL (078) 792-7419

当社定時株主総会における株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、平成22年4月15日付にて公表いたしました「株主提案権の行使に関するお知らせ」のとおり、株主1名より、平成22年6月29日開催予定である当社第35回定時株主総会において下記の株主提案を受領しております。本日開催された当社取締役会において、この株主提案に対する意見を以下のとおり、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

株主提案の概要

1. 議題1：取締役解任の件（1名）

(1) 提案の内容

取締役 岡本雅文を解任する。

(2) 提案の理由

シャルレのMBOにおいて、ハヤテを創業者に紹介するなど、一定の関与をした可能性がある。創業家に近い人物であり、取締役として不適切である。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

岡本雅文氏は、外部の独立した有識者（弁護士等）から構成されるガバナンス監視委員会より取締役の業務遂行を行う者として相当性を有している旨の答申書を受領したうえで、昨年の定時株主総会において取締役に選任され、取締役として2年の任期にて株主様より当社の経営を負託されております。そして、昨年の定時株主総会後の取締役会決議に基づいて、代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップのもとに他の取締役を指導および監督してまいりました。また、同氏は、長期にわたる業績低迷を打破し、シャルレブランドを再構築するために、新分野での商品の開発および投入を図りながら、従来になかった既存商品の販売促進強化策を打ち出し、一定の成果を収めただけでなく、さらなるコスト削減を推進し、売上の維持および回復と利益の向上を図ってまいりました。さらに、同氏は、新規事業への参入を積極的に行う方向性を明示し、従来の枠に捕らわれず新たな事業分野に目を向けるだけでなく、ウェルネス分野での商品の開発および投入を推進

したことで、ステークホルダーの皆様より、一定の評価も受けております。

また、当社は、平成21年2月23日付で、ガバナンス監視委員会より、岡本雅文氏の当社における実績、業務執行を監視監督する者としての能力および問題に直面した際の指導力ならびに平成20年9月22日に開始された当社普通株式に対する公開買付けにおける利益相反行為への関与がなく、創業家からの独立性についても問題がないことなどから、同氏が当社の役員を継続することについて不相当とする理由は認められない旨の答申書を受領しております。

このように、岡本雅文氏は、法令および定款に従い忠実に職務を遂行し、当社の業績低下への歯止めと業績の向上に多大な貢献を果たすとともに、ガバナンス監視委員会から、同氏が当社の役員を継続することについて不相当とする理由は認められない旨の答申を受けておりますことから、同氏を解任すべき根拠はないと考えております。

2. 議題2：取締役選任の件（3名）

(1) 提案の内容

取締役として、三屋裕子、坂東幸重、山口三尊を選任する。

(2) 提案の理由

①三屋裕子

昭和59年ロサンゼルス五輪銅メダル。

平成16年テン・アローズ（現シャルレ）代表取締役（平成19年退任）

シャルレ経営の経験もあり、また、創業家と距離を保って経営を行うことのできる人材である。

なお、株主提案者との面識及び利害関係は一切ない。

②坂東幸重

外科医

平成21年シャルレ株主の会代表

不正なMBOによって被害を受けた原告団の代表である。

不正なMBOの監視等を主任務とする社外取締役候補

③山口三尊

平成10年不動産鑑定士試験合格、現在一部上場企業会社員

平成18年カネボウ個人株主の権利を守る会代表（現任）

平成19年アドバンテッジ被害者牛角会代表（現任）

平成21年シャルレ株主の会幹事（現任）

株主提案者。不正なMBOの監視等を主任務とする社外取締役候補

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社の経営につきましては、現行事業および今後の事業展開ならびにその運営に欠かすことができない経験および能力を有する現任の取締役ならびに会社提案の取締役候補者による経営が最も適切であり、かつ、十分であると考えております。取締役は、取締役会のメンバーとして、直面する経営問題を審議し決議することから、経営についての能力や経験を欠く場合には、かえって、事業展開の遅延や業務推進の停滞を生じさせ、現場が混乱することになります。

また、現経営体制における当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、当社と何

ら利害関係のない独立役員要件を満たした者が社外取締役として就任しており、さらには、当社は平成21年6月24日開催の定時株主総会をもって委員会設置会社から監査役会設置会社に変更し、当社の規模等を勘案してより望ましい機関設計に移行するなど、コーポレート・ガバナンス体制も強化しております。

これに対し、提案株主からは、当社が直面している事業の現状に対して本議案の取締役候補者（以下「株主提案候補者」といいます。）が果たしうる取締役としての役割および責任や、当社の業績を早期に回復させ、その企業価値を向上させるための株主提案候補者の経営方針ならびに施策およびその必要性について何らの説明もなされておらず、また、株主提案候補者の選任が当社のコーポレート・ガバナンスへどれほど寄与するのかについても何ら説明がなされておられません。

以上の点を勘案しますと、現任の取締役および会社提案にてご提案いたしました取締役候補者による体制が最適であり、株主提案候補者が当社の経営に参画することは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるとはいえないと考えております。

3. 議題3：定款変更の件（新株発行）

(1) 提案の内容

定款に次の条文を加える。

第1条の2（創業家支配脱却のための新株発行）

平成22年度中において、創業家を除く株主を割当先とし、時価又は時価を下回る額で、一株につき一株の新株を割り当てる。

(2) 提案の理由

シャルレにおいては、創業家の支配こそが経営における元凶であり、また、将来における不適切なMBOの可能性を払拭できない根拠となっている。創業家の持ち株比率を低め、その支配を脱却することが、シャルレのみならず、お客様、従業員の皆様、及び地域社会の皆様によっても有用である。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

新株発行は、資金調達目的をもって行うべきと考えますところ、当社の現在の資金状況および資金需要等を勘案すれば、平成22年度中に、株主様に対して新たに株式を発行して、資金を調達する必要はないと考えております。

以 上